

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係	
許 認 可 等 名	地域相談支援給付費の給付決定	
根 拠 法 令	障害者自立支援法	
根 拠 条 項	第51条の5第1項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
審 査 基 準	基 準	<p>地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の給付決定は、障害者自立支援法第51条の7の規定により、障害者自立支援法施行規則第34条の35各号に掲げる事項及びサービス等利用計画案(提出があった場合)を勘案して行うものとする。</p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号) (給付要否決定等) 第51条の7 市町村は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第51条の12において「給付要否決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。</p> <p>3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところに</p>
	参 考 事 項	介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 60日(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

<p>審査基準</p>	<p>基準</p>	<p>より、前条第1項の申請に係る障害者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求めるものとする。</p> <p>5 前項の規定によりサービス等利用計画書の提出を求められた障害者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画書に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画書を提出することができる。</p> <p>6 市町村は、前2項のサービス等利用計画書の提出があった場合には、第2項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画書を勘案して給付要否決定を行うものとする。</p> <p>7 市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量（以下「地域相談支援給付量」という。）を定めなければならない。</p> <p>8 （略）</p> <p>障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号） （法第51の7第1項に規定する厚生労働省令で定める事項） 第34条の35 法第51条の7第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第51条の6第1項の申請に係る障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況</p> <p>(2) 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況</p> <p>(3) 当該申請に係る障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前号に係るものを除く。）の利用の状況</p> <p>(4) 当該申請に係る障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容</p> <p>(5) 当該申請に係る障害者の置かれている環境</p> <p>(6) 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況</p>
-------------	-----------	--